

令和5年3月8日

文教経済常任委員会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年3月8日（水曜日）午前11時15分～午後0時2分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

(1) 議案第70号 青森市都市公園条例等の一部を改正する等の条例の制定
について

(2) 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

(3) 請願第1号 市長記者会見にて配布された資料の訂正等に関する請願

4 報告事項

なし

○出席委員

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

委員 相馬 純子

委員 小熊 ひと美

委員 柿崎 孝治

委員 山本 武朝

委員 木戸 喜美男

委員 小倉 尚裕

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長 工藤 裕司

市民部長 加福 理美子

経済部長 赤坂 寛

経済部理事 横内 信満

農林水産部長 大久保 文人

教育委員会事務局教育部長 小野 正貴

農業委員会事務局長 小笠原 訓史

経済部次長 奈良 英文

教育委員会事務局教育次長 大久保 綾子

地域づくり振興課長 鳥谷部 稚子

教育委員会事務局総務課長 金澤 敦

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪口 茂樹

議事調査課主幹 吹田 匠

議事調査課主事 北山 賢臣

○工藤健委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

この際、私から申し上げます。委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いいたします。また、質疑に当たりましては、本委員会が所管している部局に限りお願いいたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 2 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 70 号「青森市都市公園条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 議案第 70 号「青森市都市公園条例等の一部を改正する等の条例の制定について」御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

初めに「1 提案理由」であります。

令和 6 年 7 月の供用開始に向け整備を進めております（仮称）青森市アリーナにつきまして、名称を青森市総合体育館として位置付けることや利用料金の基準額の設定など、維持管理・運営業務に係る条例に関して、所要の改正等を行うものであります。

青森市総合体育館につきましては、これまで（仮称）青森市アリーナとしてきた施設のことであり、今般の維持管理・運営業務に係る条例の改正に合わせ、現在の青森市民体育館の機能が移行され、スポーツのみならず、コンサート等、多様な催事ができる交流拠点や災害時における広域防災拠点としての機能が付加されることなどを踏まえ、施設名を整理しております。

次に、「2 主な改正等の内容」であります。

青森市都市公園条例につきましては、青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク駐車場を有料公園施設として設置し、当該施設の利用料金の基準額を定めるほか、青森市総合体育館、青い森セントラルパーク駐車場、青い森セントラルパーク、青い森セントラルパーク東広場及び青い森セントラルパーク西広場の管理を指定管理者に行わせるため改正するものであります。

青森市体育施設条例につきましては、青森市総合体育館の供用開始に合わせ閉館する青森市民体育館に係る規定を削除するものであり、青森市次世代健康・スポーツ振興基金条例につきましては、青森市総合体育館の整備終了などを契機に廃止するものであります。

次に、「3 施設概要」であります。

本事業において維持管理・運営業務を行う施設は、青森市総合体育館、青い森セントラルパーク駐車場、青い森セントラルパーク、青い森セントラルパーク東広場及び青い森セントラルパーク西広場の 5 施設であり、その概要につきましては資料

記載のとおりです。

資料の2ページ目を御覧ください。

次に、「4 利用料金の基準額」であります。

個人使用で高校生以下を除く一般利用の場合、現在の市民体育館は1時間当たり100円であるのに対し、青森市総合体育館は1日当たり190円となっております。団体による貸切り使用につきましては、資料に記載はありませんけれども、市民体育館の主競技場の場合、入場料なしの区分で利用する時間帯によって1時間当たり1420円から2130円であるのに対し、青森市総合体育館については、主に市民利用が想定されるサブアリーナは1時間当たり1250円となっております、使用時間帯による変動がない料金設定となっております。

団体による貸切り使用時の電気料金につきましては、資料に記載はありませんけれども、市民体育館の主競技場の場合、1時間当たり820円であるのに対し、主に市民利用が想定されるサブアリーナは、1時間当たり400円となっております。また、青い森セントラルパーク駐車場の料金につきましては、青森市総合体育館を使用する人は無料であり、青森市総合体育館を使用しない人であっても3時間まで無料、超過1時間ごとに100円を加算した料金としております。

次に、「5 施行期日」であります。

青森市総合体育館の供用開始日に合わせ、令和6年7月1日としておりますが、青森市都市公園条例のうち、青い森セントラルパーク、青い森セントラルパーク東広場及び青い森セントラルパーク西広場に係る規定につきましては、本事業の維持管理・運營業務期間が開始する令和6年4月1日から施行することとしております。

最後に、「6 事業スケジュール」であります。

青森市総合体育館は当初の計画のとおり、令和5年4月から建物の外壁及び電気通信や給排水、空調などの設備工事等を予定しており、令和6年7月の供用開始に向けて着実に整備を進めてまいります。

資料2につきましては、青森市都市公園条例及び青森市体育施設条例の改正内容をお示しする新旧対照表となっております、資料3につきましては、本事業で維持管理・運營業務を行う施設の位置図となっております。

以上、議案第70号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子副委員長 この条例には、主に3つの理由で反対をしたいと思います。

一つ目は、場所の問題です。卓球愛好者から現在の市民体育館は国道からすぐに行けるので大変行きやすかったと言われております。

二つ目が、トレーニング室です。現在の市民体育館は1時間100円で利用できるんですが、このたびの青森市総合体育館については、収益施設のほうにトレーニン

グループなりジムなりができると言われておりますが、この料金などはまだ発表になっておりません。

三つ目に、指定管理料がやはり高いということで、以上のことから反対を申し上げます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 このたびの条例で利用料金の設定が明確になりました。

まず、一般的にリーズナブルな料金設定であると思わせてもらって、先ほど、説明がありましたけれども、サブアリーナも1時間1250円、我が公明党会派が最も力を入れてきたキッズルームでは、子どもの料金が1日で100円と、1時間とか3時間で100円や200円なのかと思っていたんですけども、大変リーズナブルな価格となっていて、今後、お子さんや保護者の方が利用しやすい、そういうキッズルームであれば、100円の利用料は負担感なく喜んで利用していただけるものなのかなということですよ。

指定管理されていますので、維持管理もあり無償というわけにはいかないのは当然でありまして、この料金設定については、頑張っていたかと思っております。

質疑です。駐車場のところで、総合体育館を利用する場合は無償ということでありがたいのですけれども、総合体育館を使用しない場合でも3時間まで無料としていただいたのは、何らかの配慮があつてのことだと思ふのですけれども、その背景をお知らせください。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 お答えいたします。

青森市総合体育館でありますけれども、隣接する県有地であるセントラルパークにつきましては、今のところ、そのまま公園として運用するということでもあります。そういった場合でも、こちらの駐車場を使って、そちらのほうで遊んでいただいたり運動していただくということを想定しております。

以上です。

○山本武朝委員 ありがとうございます。現在、散歩などで利用している方がいるので、青森市総合体育館を利用しなくても3時間無料というのはありがたい配慮であります。

以上です。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 個人の利用を含め、非常に安価な利用料金に設定されており、大きな特徴だと思います。利用料金制度を取っている施設として、総合評価方式という形で、建設と運営管理とを一体で契約するということですので、管理費というのは、単なる利用料金で賄うのではないと思うんです。この管理費が27億円です。その中で、利用料金という形で、今回の指定管理候補者のほうで運営できるという確約になっています。今後、運営するに当たり、この利用料金制度の中で黒字になっ

た際は、どういう形で分配されるのかという点、また、予算特別委員会で聞きますけれども、利用料金制度の中で大きな赤字が生じた場合においても、条例を改正することが考えられますが、これはないと理解してよろしいでしょうか。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 基本的には、今般、この料金設定について条例で定めますと、その後の料金改定に当たっては条例を改正するということになります。基本的には、この額で15年間運営していただくということを想定して、設定をさせていただくこととしております。

以上でございます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤健委員長 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第72号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合体育館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 議案第72号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに「1 対象施設」であります。

本事業におきまして、維持管理・運營業務を行う施設である青森市総合体育館、青い森セントラルパーク駐車場、青い森セントラルパーク、青い森セントラルパーク東広場及び青い森セントラルパーク西広場の5施設となります。

次に、「2 指定管理者候補者」及び「3 選定理由」についてであります。

指定管理者候補者は、青森ひと創りサポート株式会社であり、同者は令和2年第1回定例会の御議決を受けて設置した（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運營業事業者選定委員会において、提案内容に関する性能評価と提案価格に関する価格評価を総合的に評価して選定されており、令和3年第1回定例会の御議決を経て、設計、建設に加え15年間の維持管理・運營業務等を含めた事業契約を締結した者であります。

最後に「4 指定期間」であります。

指定期間は、本事業の維持管理・運營業務期間としております令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間となります。

以上、議案第72号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**工藤健委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子副委員長** 指定期間が15年間ということで、長い。他の施設の指定管理期間は通常5年でやっているの、この議案についても反対です。

○**工藤健委員長** 他に発言はありませんか。相馬委員。

○**相馬純子委員** 万徳委員が話したように15年間。指定管理期間は5年間が多いかなと思うんですけども、この15年という長きにわたる期間の理由をお知らせ願えればありがたいです。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 指定管理の期間に関するお尋ねであります。

こちらの事業でありますけれども、Park-PFIという都市公園の制度でありますけれども、これに加えDBOということで、民間活力を活用した事業スキームを導入しております。

一般的に、こういったようなスキームを導入した他の施設等を調査いたしましたところ、15年間というのが一つの基本となっております。そういった状況も踏まえまして、今般、指定管理期間に関しまして15年間という形で設定させていただいたところであります。

以上です。

○**工藤健委員長** 他に発言はありませんか。小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 総合評価方式という契約の方式を考えた際に、本市でも、青森市清掃工場、青森市小学校給食センターを含め、この形式を取ってきました。この期間というの、総合評価方式で算定をした建設及び運営も全てその期間に算入されると認識していたんですけども、指定期間というのは、新たに15年間になるんですか。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** こちらの契約に当たりましては、応募要項で15年間という管理運営期間を設定した上で、建設、運営を一体として募集をして、条例設置の（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業者選定委員会において、3者の中から選定いただいたということであります。

以上です。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 青森市清掃工場、青森市小学校給食センターは、指定管理という形態ではなかったのですか。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○横内信満経済部理事 まず、青森市清掃工場は使用料で取っておりまして、利用料金を取る場合は指定管理者となっておりますので指定管理者でない形態であります。また、青森市小学校給食センターも、いわゆる利用料金を取るという形態ではありませんので、指定管理者ではないと承知しております。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私は、建設、運営一体ですので、当初から契約の期間という認識でいましたので、今の利用料金制の説明を聞いて理解しました。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤健委員長 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「市長記者会見にて配布された資料の訂正等に関する請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 請願第1号「市長記者会見にて配布された資料の訂正等に関する請願」につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第1号の請願事項につきましては、野内小学校の記述について（1）では配布物「相馬純子氏パンフレット」、（2）では配布物『『学校給食の無償化 公約が実現します』（党リーフレット）」となっているが、どちらの記述が正しいのかを確認の上、訂正と公開を求めるという内容であります。

青森市立小・中学校では、マスコミや市議会議員の来校があった場合、これまで慣例的に学校長などから教育委員会に対して、電話により日時、概要等について報告されてきました。また、通常、市議会議員が学校訪問をする際は、学校に直接ではなく、教育委員会を通じて日時等の調整を行い、教育委員会の職員が立ち会っておりますことから、特に学校からの報告は要しない状況となっていました。

しかしながら、教育委員会を介さず、直接訪問している場合においては、学校からの報告によって訪問内容を教育委員会が把握する状況となっていました。

このような中、令和4年8月中旬、学校から教育委員会に対し、議員が複数の学校を訪問し、学校給食費の無償化に関するチラシを配布しているとの情報提供があ

りました。また、令和4年第3回市議会定例会におきましても、市議会議員が学校を訪問しているとの発言がありました。

さらには、令和4年9月30日に行われた青森市PTA連合会及び小・中学校校長会の給食費無償化に対する市長表敬の際にも、市議会議員及び市議会議員選挙立候補予定者等による学校訪問及びチラシの配布について話題となりました。

このことから、教育委員会では、教育基本法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法等を踏まえ、学校を守り、学校が適切に管理運営されるよう指導するという責務の下、全ての小・中学校長に対し、市議会議員等の訪問の有無、状況等の調査を電話で行ったところであります。

調査の結果、確認された事実を市選挙管理委員会に相談し、公職選挙法第129条に定める事前運動及び同法第136条の2に定める公務員等の地位利用の教唆に当たる可能性も否定できないとの認識に至りましたことから、刑事訴訟法第239条第2項の規定の趣旨に則り、組織として、教育長までの決裁行為を経て選挙管理委員会に通報することとし、市長に報告の上、令和4年10月12日水曜日に選挙管理委員会とともに、警察に対して通報したものであります。

請願事項に対する教育委員会の対応といたしまして、令和4年10月11日付青市教委指第690号で教育委員会事務局教育部長から選挙管理委員会事務局宛てに通報した資料のうち、(1)の訪問者及び配布物一覧及び(2)の議員等による学校訪問(学校別記録)の野内小学校の配布物の記載については相違がありましたことから、改めて野内小学校に確認したところ、「学校給食の無償化 公約が実現します」という党リーフレットの配布でありました。

したがいまして、教育委員会では、令和4年10月11日付青市教委指第690号で通報した資料を訂正し、訂正した資料を市政記者会及び選挙管理委員会並びに警察に送付するとともに、市ホームページにも訂正後の資料を掲載したところであります。

以上でございます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子副委員長 請願の中身が妥当だったから訂正したということだと思いますので、請願は採択すべきものとの意見を述べます。

以上です。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 本請願は、請願事項に記載されておりますとおり、議員等による野内小学校での配付物について、一覧表と学校別の記録の個票との記載内容に齟齬があるので、どちらが正しいのかを確認の上、訂正と公開を求めるものであります。

先ほど、教育部長から請願事項に対する教育委員会の考えが示されたところでありますが、相違があったことを認め、資料の訂正と市ホームページでの公開が行われております。つまり、請願者が求めた請願事項は既に満たされております。

このように、願意が既に満たされており、請願事由が失われていることから、本請願は不採択とすべきものと考えます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第1号については、不採択とすべきとの御意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤健委員長 起立少数であります。

よって、請願第1号については、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○工藤健委員長 この際、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 また、委員の皆さんから御意見等はございませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 事前に教育委員会にもお話をしまして、お話をしたい点があります。

青森市浪岡学生寮のお話です。

私は浪岡中学校の学校運営協議会の委員をやっている、中学校に行く機会がありますので、学生寮、大分完成に近い状況になっているというような中で、残念ながら、学校側にはほとんどその情報が入ってこない。所管が浪岡振興部の中の地域づくり振興課になっていますが、問題はいろいろあるのだと思うんですけども、学校側に情報が入ってこない。したがって、学校にいろいろ問合せがあっても、学校側でお話ができないという状況があるという中で、何点かお話を聞きたいと思えます。

○工藤健委員長 簡潔に。小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず1点。青森市浪岡学生寮建設工事の進捗状況はどうなっているのかお示してください。

○工藤健委員長 浪岡振興部地域づくり振興課長。

○鳥谷部稚子地域づくり振興課長 浪岡振興部地域づくり振興課長の鳥谷部です。浪岡振興部長が本委員会に出席しておりませんので、私から御説明申し上げます。

青森市浪岡学生寮建設工事の進捗状況ですが、分割発注した工事のうち一番遅い工期が令和5年3月15日までとなっております。

今後、工事の完成検査が実施される予定であり、今年度中には完成する見込みとなっております。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 青森市浪岡学生寮はいつから供用開始となるのですか。

○**工藤健委員長** 浪岡振興部地域づくり振興課長。

○**鳥谷部稚子地域づくり振興課長** 青森市浪岡学生寮は令和5年4月からの供用開始を予定しております。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 青森市浪岡学生寮には誰が入寮できるのでしょうか。

○**工藤健委員長** 浪岡振興部地域づくり振興課長。

○**鳥谷部稚子地域づくり振興課長** 青森市浪岡学生寮に入寮できる者は、県外から転入し、浪岡中学校または浪岡高校のバドミントン部に入部しようとする者または入部した者となります。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 青森市浪岡学生寮には来年度、何人くらい入寮する見込みなのでしょうか。

○**工藤健委員長** 浪岡振興部地域づくり振興課長。

○**鳥谷部稚子地域づくり振興課長** 現時点で青森市浪岡学生寮に来年度入寮する予定の者は確定しておりませんが、県外から5名程度の方が浪岡中学校に入学する予定であると聞き及んでおります。また、今年度、転入してきた生徒さんの中にも学生寮に入寮したい意向がある旨を聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、定員12名が入寮するよう周知に努めてまいります。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業により、どのように移住及び定住の促進を図っていくのでしょうか。

○**工藤健委員長** 浪岡振興部地域づくり振興課長。

○**鳥谷部稚子地域づくり振興課長** 浪岡地区には、これまでもバドミントン競技のために県外から多くの中高生が移住してきているという現状があります。

このことから、この学生寮については、浪岡地域の移住及び定住のさらなる促進につなげ、まちづくりに生かすことを目的として整備したものであるため、浪岡振興部が所管しております。

移住及び定住の促進については、今回整備しました浪岡学生寮及び移住支援金について、市ホームページ等で積極的にPRしてまいりますほか、浪岡地域に転入してきた中高生の日常生活や地域のイベント等を通じて、浪岡地域の魅力を直に感じてもらい、その後の進学、就職先の選択肢の一つとなるよう、定住の促進を図って

まいります。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 以前お話をしましたが、旧岩木町の津軽中学校がバスケット競技で、県内から様々な中学生が移住して、非常に優秀な成績を収めていた。その後、弘前市と合併してから、居住の問題等において、津軽中学校にバスケットをするために入学することができないという形になりました。公立中学校ですので、親御さんがどこに住んでいるのか、そして移住がどうであるとか、こういう点はいろいろとあるのだと思います。

浪岡中学校では、ある方が寮を運営してくれて、この移住の問題等を全て解決してきました。残念ながら、様々な要因で寮を運営することが難しいということもあって、今回、新たな寮の建設に至ったという経緯があります。

この問題は、単なる移住定住の問題だけではなくて、最も重要なのは、中学生が最も多感な時期に、この浪岡中学校で人格を形成していくという、非常に重要な問題です。

したがって、本当にこの地域づくり振興課という所管でいいのか。私は、教育の面が非常に大きいことを考えれば、今後ぜひ検討していきたい。本年4月からこの寮が始まります。既に、県外から5名の方からバドミントン競技をするために、浪岡に来ます。高校の全国募集の生徒数が4名でした。青森県教育委員会が発表した県外からの応募は、たった4名。浪岡中学校は募集しなくても5名集まっています。卒業生である奈良岡功大君は、今、バドミントン世界ランキングで9位。日本ランキングは1位で、今、パリオリンピックで最も有望な選手になっています。浪岡中学校で指導を受けたいという生徒は、今後、さらに増えてくると思います。教育委員会も一体となって、教育の面でも関わっていく必要があるのではないか、そういう面もあって、今回、この文教経済常任委員会で発言させていただきました。

委員長、御配慮ありがとうございます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 手短かに意見、要望述べさせていただきます。

先ほどの請願にも関わることなんですけれども、この模様は一般質問でもやり取りされておりまして、実は、やり取りを見ていた市民の方から、そもそもおかしいんじゃないかという意見が寄せられていましたので、それをお伝えさせていただきます。

今回、野内小学校での記載の件で、訂正されたということですが、シンプルに言いますと、そもそもこの選挙が近いときに、議員が教育の中軸たる学校に、党のリーフレット等を持って歩くこと自体が、公職選挙法に触れる疑いが強いと。また、常識的に考えても、一斉に回られているといった行動を棚上げしてのあの一般質問のやり取りはどうなのかなという意見が、私のところにも何件か電話がありました。

我々議員は、公職選挙法に則った議員活動をしなくてはならない。それが党の方針であるというのであれば、それは致し方ないところではありますが、そういった市民の目もあるということをお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 請願に関する確認と要望を述べさせていただきます。

一覧表については、多くの誤りがあるので確認してほしい旨を、この委員会で2度発言させていただきましたが、警察の調査結果を待つという答弁だったと思えますけれども、教育委員会としては誤りの確認があるかどうか、そして、誤りがあつたら訂正するということはしないと私は受け止めて聞いていたんですけれども、今回、請願があつて、野内小学校に確認をして、訂正していただいたというのは請願があつたからなのでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

まず、一般質問の際にも御質問がありましたけれども、一般の方から数点誤りがあるという指摘があつたことは伺っております。具体的に申し上げますと、先ほどお話のあつた野内小学校については、こちらで作成した資料について相違があるという指摘の他に、例えば、一覧表では来校していないと書いていますけれども、来校を断つたとか、あるいは来校していないと書いているところは、8月23日に山田千里議員のほか男性2名も訪問しているとか、あるいは8月23日と書いていますけれども、それは8月19日に地域住民の男性3人が訪問していますとか、先方の主張としてそういう相違がありますよということを伺っております。

ただ、先ほど委員からもお話ありましたけれども、こちらの資料につきましては、各学校から聞き取った調書も含めて、捜査機関である警察に既に提出させていただいておりますので、我々は捜査機関ではありませんので、あくまでも学校から聞き取った内容が正しいという判断で掲載しているものですので、必要があれば捜査機関が捜査するであろうということで、捜査機関の動向を注視しているというところでもあります。

なお、先ほどの野内小学校については、こちらの事務処理ミスでありましたので、確認して訂正させていただいたものであります。

以上です。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 教育委員会の内部の誤りであつたので今回は訂正したということです。

3回目のお願いになるんですけれども、私が訪問していないところに訪問しているとか様々な誤りがありますので、警察が捜査なさっていると思うんですけれども、市のホームページに掲載されている中に名前入りで誤りの記載がたくさんあり、

載せられている。先ほど、こちら側にも落ち度があるという御発言があって、私たちも振り返らなければならない部分もあるとは思いますが、青森市のホームページですので、正確な情報を市民の皆さんに差し上げるという意味で、教育委員会でも、もう一度確認をいただいて訂正していただければ大変うれしいと思いますので、御検討よろしくをお願いします。

○工藤健委員長 万徳委員。

○万徳なお子副委員長 学校訪問について、教育部長から、慣例的に教育委員会に事前に連絡があると言っていましたけれども、それは、選挙が近くなった時期だと駄目だとか、そういった判断があるのかどうか教えてください。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

まず、そもそも論ということでお話しさせていただきますと、教育基本法第14条第2項には、法律に定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治協力その他政治的活動をしてはならないと規定されております。また、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条には、何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長または減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体の組織または活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童または生徒に対して、特定の政党等を支持させ、またはこれに反対させる教育を行うことを教唆し、または扇動してはならないということが規定されています。

このことから、教育委員会には学校を守り、学校が適切に管理運営されるよう指導する責務があるものと認識しているところであります。つまり、学校において政治的活動、具体例として国からも示されておりますのは、チラシ等の配布、それはしてはならないということがあります。したがって、今回は選挙の近い時期にそういったことが行われたということで、公職選挙法に触れる恐れがあるのではないかと我々の判断の下、選挙管理委員会等に通報させていただきましたけれども、そもそも論として、そういう活動はしてはならないとなっていることを申し上げさせていただきます。

ただ、議員が訪問してはならないというものはありませんので、その点については、そもそもの部分を踏まえた形で、対応いただければと考えているところであります。

以上です。

○工藤健委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ホームページにおいて、野内小学校の記述の部分を訂正されたということなんですけれども、市民から、あるいは総務企画常任委員会、本委員会でも訂正してほしい、間違っているという指摘があったにもかかわらず、しばらく訂正がさらなかったですね。今回、請願が提出されたということで訂正がされた

のかなと感じましたけれども、そうなりますと、市民から、間違っているのではないかという連絡があったら、私の感覚では、指摘のあったところを調べて、間違っているのかどうか確認すると思うんです。そういうこともなさらずに、請願にある部分だけ訂正するというのはちょっとおかしいと私は感じます。やはり、間違っただけをホームページに掲載しているというのは、市として恥ずかしいと思いますので、指摘があったのならば確認をして、正確なところを表示するというのを心がけていただきたいと思います。

要望です。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)